

第8節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資等の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速確実に行うための計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

災害時輸送は、災害応急対策を実施する長が行うものとする（基本法第50条第2項）。

災害時輸送の車両確保及び人員・資材物資等の輸送は統制本部（作業支援部が支援）が担当し、各部と連携をとりながら迅速適切なる輸送を行うものとする。

町は、災害時輸送が円滑に実施されるよう事前の運送事業者等との協定の締結等体制の整備に努めるものとする。併せて、適切な輸送拠点の選定に留意するものとする。

2 輸送の方法

災害時輸送の方法は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通状況を判断し、適切な方法により行うものとする。

(1) 車両等による輸送

災害時輸送は、一時的には町の所有する車両を使用し、被災地までの距離、被害の状況等により、町の所有する台数では不足する場合は、他の関係機関に応援を要請し、又は民間の車両の借上げを行うなど、災害時輸送に遺憾のないようにする。

① 車両の確保

車両の確保は、統制本部において行う。

災害時において、町の所有する車両以外の車両確保を必要とする場合は、町内の営業用、自家用、消防支署、公共団体等の車両を確保するものとし、町内で車両確保が困難な場合、又は他市町村で確保することが効果的と判断されるときは、道又は関係機関に協力を要請するものとする。

② 燃料の確保

災害時における燃料の調達は、町内の燃料取扱店（給油所）から行うものとし、その調達が困難な場合は、隣接市町村の燃料供給業者から調達するものとする。

【町の所有する車両】

（令和5年 8月 1日現在）

課名	種別	台数	備考
総務課	普通乗用	2	町長車(5)、プリウス PHEV(5)
	軽乗用	1	タフト(4)
	普通乗合	2	1号車(29)、2号車(29)
企画環境課	小型乗用	1	ノア(8)
住民課	普通乗用	1	プリウス(5) ※衛生組合車両
	小型乗用	2	フィルダー(5)、ラッシュ(5)
	軽貨物	1	キャリー(2)
保健福祉課	普通乗用	1	プリウスα(7)
	小型乗用	2	フィット(5)、シエンタ(5)
	軽乗用	1	ミライース(4)
	普通乗合	2	福祉バス2号車(43)、福祉バス1号車(15)
	特殊車両	2	エクسفアエア(車椅子搭載可)(7)、ノア(7)
産業課	普通乗用	2	ラブフォー(5)、ラブフォー(5)
	小型乗用	1	ウイングロード(5)
	軽貨物	1	キャリー(2)
	特殊車両	1	ハイエース(保冷車)(2)

建設水道課	普通乗用	1	エクストレイル(5)
	小型乗用	1	ウイングロード(5)
	小型貨物	1	タウンエース(5)
	軽貨物	1	キャリー(2)
	大型特殊車両	5	スノーロータリー×3、ドーザー、除雪トラック
教育委員会	普通乗用	1	プリウスα(7)
	小型貨物	2	ハイエース(9)、ノア(7)
	軽乗用	2	ワゴンR(4)、エブリー(4)
	軽貨物	1	アクティ(2)
	普通乗合	3	スクールバス1号車(29)、スクールバス2号車(29) スクールバス3号車(15)
合 計		4 1	※()内は乗車定員

(2) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力輸送を、また、積雪時にはアキオ（ソリ）等による輸送を行うものとする。

(3) 空中輸送

地上輸送の全てが不可能な状態が生じた場合、又は救急患者輸送及び山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合には、道を通じ自衛隊又は道警に対し航空機輸送の要請を行うものとする。

【ヘリコプター着陸可能地（発着場所）】

施設名	所在地	面積(㎡)	備考
黒松内小学校グラウンド	字黒松内 357-1	12,520	
白井川小学校グラウンド	字白井川 16-35	9,950	
中ノ川地区生涯学習館グラウンド	字中ノ川 297-1	5,058	
黒松内中学校グラウンド	字旭野 48-1	20,874	
白井川中学校グラウンド	字白井川 17-9	11,833	
作開地区生涯学習館グラウンド	字南作開 76-1	4,560	
豊幌地区生涯学習館グラウンド	字豊幌 437	6,020	
大成地区生涯学習館グラウンド	字大成 137-1	4,792	
黒松内町健康増進施設(多目的広場)	字黒松内 497-1	8,620	
黒松内町防災ステーションヘリポート	字熱郭河川敷地	625	

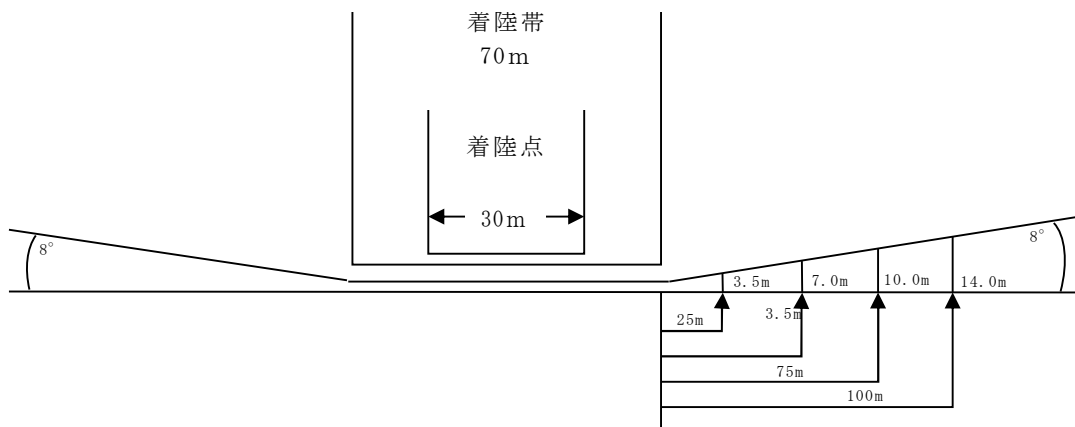
(参考)

【ヘリコプター着陸可能地選定条件】

1 着陸帯

(1) 直径 70mの円又はこれに相当する方形の平坦な地積で、その周囲 8° の傾斜面状に障害物がないこと。ただし、この条件を満足できないときは、少なくとも相対する 2 方向（なるべく恒風方向）において、この条件を満足させなければならない。

◆ 距離と障害物の高さは、図のとおり。



(2) 地表面

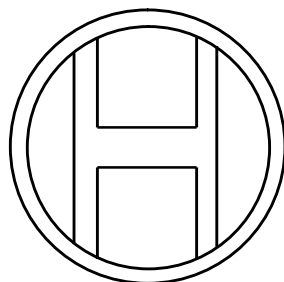
ア 舗装された場所が最も望ましい。

イ グラウンド等の場合、板、とたん、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること（地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う。）。

ウ 草地の場合は、硬質低草地であること。

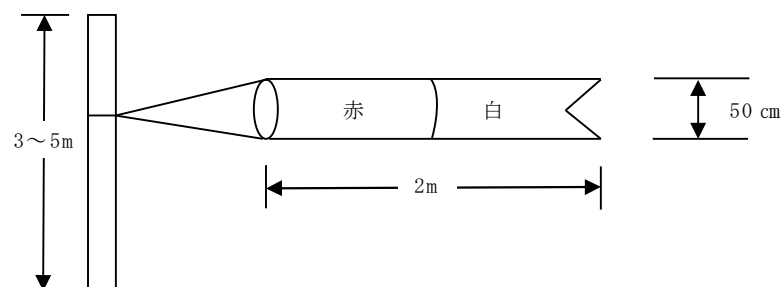
2 着陸点

着陸点（直径 30m）のほぼ中央に、石灰で直径 10m の正円を描き、中央に H と記す。



3 着陸帯付近（着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所）に吹き流し、又は旗をたてる。

- (1) 布製
- (2) 風速 25m/秒程度に耐えられる強度



4 救急車等、車両の出入りの便がよい場所であること。

5 電話等、通信手段の利用が可能であること。

3 輸送の範囲

- (1) 罹災者を避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 罹災者救出のために必要な人員、資器材等の輸送
- (4) 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資器材等の輸送
- (5) 救援物資等の輸送
- (6) その他本部が行う輸送

第9節 食糧供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食糧供給に関する計画は、本計画の定めるところによる。

1 主食糧の供給

(1) 実施責任者

被災者及び災害応急対策従事者等に対する主食糧の供給は、町長が行う。但し、救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任を受けて町長が実施する。

(2) 供給対象者

町長は、災害時、罹災者、救助作業員、災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して、給食を必要とする場合に供給するものとする。

(3) 米の在庫

応急配給の必要があると認められた場合は、町内の米穀販売者等から購入する。災害が発生した場合又はそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀を確保出来ないときは、その確保について総合振興局長又は振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章I第11の規定により、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に直接、又は、総合振興局長若しくは振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

2 副食及び調味料等

副食及び調味料、乳幼児に対するミルク類等の調達は、町長が行うこととし、必要に応じ町内外の取扱業者から調達するものとする。

3 炊き出し計画

罹災者及び災害応急対策に従事している者に対する炊き出しは、「第4章第12節」に定める住民組織等に協力を求め、既存施設を利用し実施するものとする。

なお、炊き出しの施設は、「第5章第4節 避難対策計画別紙2」に掲げる指定避難施設に備え付けの施設を使用するものとする。但し、対象者の状況により、当該施設のみで実施することが困難であると予想される場合は、現場責任者は、避難所管理部長に、同者は本部長に指示を仰ぎ、適時給食センター等その他の施設を使用するものとする。

第10節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、飲料水が枯渇あるいは汚染して飲料水の供給が不可能となったとき、住民に必要最小限の飲料水を供給し又は給水施設等の応急復旧に関する計画は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

被災地の飲料水の応急供給の実施は、町長が実施することとし、道路河川部は、相互連携を密にして、飲料水の確保と供給に万全を期するものとする。

救助法が適用された場合は、知事に委任により、町長が実施する。

(1) 個人備蓄の推進

飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度（推奨1週間分）、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

(2) 生活水の確保

災害時の生活水の水源として、震災対策貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は、井戸水、自然水（川、ため池等）、プール、入水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

2 飲料水の供給

(1) 地震、災害等により配水管が破損し給水不能となった場合、他の上水道（簡易水道、営農用水）を利用し、消防タンク車、給水タンク等による搬送給水を行い、飲料水の確保を図るものとする。

この場合、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行うこと。

(2) 飲料適水以外の水を使用する場合は、道又は道路河川部の指導を受け、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給すること。

(3) 被災地において水源を確保することが困難なときは、近隣市町村に依頼し、その水源地から消防タンク車又は給水タンク等により搬送し供給する。

3 供給の方法

供給は、災害の状況に応じ適宜に行うものとするが、次に点に留意するものとする。

(1) 災害の発生あるいは災害を予知した場合、道路河川部は各部と協力し、被災地内の人口、家畜等により主要水量を算定し、配水計画を迅速に樹立するものとする。

(2) 配水計画に基づき配水に必要な器具及び車両等を統制本部並びに関係機関と協力して確保するものとする。

4 給水施設の応急復旧

水道施設の復旧については、共用栓、消火栓及び医療施設等住民安全と緊急を要するものを優先的に行うものとする。

5 給水応援の要請

本部長は、自らが飲料水の供給を実施することが困難な場合は、道又は他市町村へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

第 1 1 節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策は、本計画の定めるところによる。

1 上水道

(1) 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道管理者は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に対しては、次の策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努めるものとする。

- ① 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- ② 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- ③ 被害状況により他市町村等への支援を要請する。
- ④ 住民への広報活動を行う。

(2) 広 報

町は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消をはかるとともに、応急復旧までの対応についての周知を図るものとする。

2 下水道

(1) 応急復旧

市街地の内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりではなく、人命をも脅かすものであるため、下水道管理者は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧を行なうものとする。

- ① 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- ② 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- ③ 被害状況により他市町村等への支援を要請する。
- ④ 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努めるものとする。
- ⑤ 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置とる場合は、速やかに関係機関等に連絡するものとする。

(2) 広 報

下水道管理者は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努めるものとする。

第12節 衣料、生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合の被災者に対する被服その他生活必需品等の給与又は貸与は、町長が知事の委任により実施する。
- (2) 救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、町長が行うものとし、物資の調達に困難なときは、知事に斡旋及び調達を要請する。
- (3) 要配慮者に配慮した物資の備蓄
社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。
 - ① 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。
 - ② 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

2 供給又は貸与の対象者

災害により住宅が全壊（焼）、流失、埋没、半壊（焼）及び床上浸水となった者で、被服、寝具、その他生活必需物資を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

3 給与貸与の方法

- (1) 物資購入及び配分計画
統制本部財政・後方班は、住民部が把握した世帯構成員別被害状況及び避難所管理部が把握した避難所要望に基づき、必要な救援物資を調達し、これらの物資について適正な配分計画をたて、給与又は貸与するものとする。
- (2) 物資の調達
物資の調達は、町長が行い、原則として町内で調達するものとし、調達に困難な場合は近隣市町村から、又は知事に要請を行い調達するものとする。
- (3) 救援物資の集積場所
調達物資又は各関係機関等からの救援物資の集積場所は、被害の程度に応じ、本部長の指示により統制本部長（各指定避難所については、避難所管理部長）が決定を行うものとする。
- (4) 義援金品の保管及び配分
町に送付された義援金品は、統制本部で受付、保管し、配分方法は、前項に準じて行うものとする。

4 給与又は貸与物資の種類

被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとし、災害の規模等により本部長が認めた物資とする。

- ① 寝具（毛布、布団等）
- ② 外衣（作業衣、婦人服、子供服等）
- ③ 肌着（シャツ、ズボン等）
- ④ 身回品（タオル、手拭等）
- ⑤ 炊事道具（鍋、釜、包丁、バケツ等）
- ⑥ 食器（茶わん、汁わん、皿、箸等）
- ⑦ 日用品（石けん、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨粉等）
- ⑧ 光熱材料（ライター、ローソク、薪、木炭、灯油等）

第13節 医療及び助産計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合における医療・助産は、町長が知事の委任により実施する。
- (2) 救助法が適用されない場合の医療・助産は、町長が実施する。知事に要請を受けた救護班が現地に到着するまでの間も同様とする。
- (3) 上記(1)及び(2)については、北海道医師会（寿都医師会）と緊密な連絡協議のもと実施するものとする。

2 医療及び助産の対象者並びにその把握

- (1) 対象者
医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害の発生日前後7日以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者とする。
- (2) 対象者の把握
対象者の把握は、所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し、本部長に通知するものとする。通知を受けた本部長は、直ちに救護に関し医療、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資器材の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係各部に指示するものとする。

3 応急救護所の開設及び任務

- (1) 開設
応急救護所は、黒松内町国保くろまつないブナの森診療所とするが、必要により現地の公共機関等を使用するものとする。
- (2) 任務
ア 救護所本部と医療班の編成（医療班の編成は、本部長の要請による。）
イ 医療班による現地（指定・福祉の各避難所等）における応急処置
患者多数の場合は、トリアージの実施
ウ 応急救護所における治療

4 患者の移送

傷病患者の移送については、現地での応急処置ののち、消防署黒松内支署配置の救急車及び町有車両の他、状況により町内車両所有者の協力を得て、（一次）患者移送等に当たるものとする。また、二次患者移送の手段として、道ドクターヘリ（調整は、災害対策本部（黒松内消防支署）が実施）及び陸上自衛隊ヘリ（調整は、災害対策本部（統制本部）が実施）を加える。

- (1) 一次患者移送
現地（指定・福祉の各避難所等）から応急救護所への移送
- (2) 二次患者移送
応急救護所から災害時緊急指定病院等への移送

5 医薬品の確保

医療、助産に必要な医薬品及び衛生器材の確保は、医療対策部が担当して行う。また、調達が困難な場合は、近隣市町村長及び知事に調達を要請する。

6 北海道医師会（寿都医師会）に対する要請

- (1) 町長は、開設した町応急救護所単独による治療が困難であると認めた場合、北海道医師会長（寿都医師会長）に対し、救護対策班の編成及び派遣を要請し、応急医療を増援する。

この際、応急救護所長は将来上記要請があることを予期し、状況の如何を問わず北海道医師会（寿都医師会）との情報共有に努める。

- (2) 要請する場合は、次の項目を通知する。

- ア 災害発生の日時、場所及び患者の状況
- イ 派遣の時期及び場所
- ウ 派遣を要する人員及び資器材
- エ その他必要な事項

7 情報共有

患者（発生）の状況、災害対策本部の活動状況、医療班の活動状況、移送手段の調整等、関係三者（応急救護所、災害対策本部、指定・福祉の各避難所）間の情報共有に努める。

8 町内の医療機関

医療機関名	住所	診療科目	電話番号	ベット数	備考
黒松内町国保くろまつない ブナの森診療所	字黒松内 306-1	内科 外科 小児科	72-3301 72-3344	19床	
緑ヶ丘 Heights 診療所	字黒松内 561-1	内科	72-3330	—	
レインボー歯科クリニック	字黒松内 290	歯科 小児歯科 歯科口腔外科	77-2216	—	

9 メンタルヘルス対策

災害・被災の状況、避難所運営の長期化等、被災住民の心情に鑑み、メンタルヘルスの相談窓口を設置して精神的な負担軽減に努める。

第 1 4 節 防疫計画

災害時における被災地の防疫は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 被災地の防疫は、町長が知事の指導指示に基づき実施するものとする。（担当：保健医療部及び統制本部）
- (2) 災害による被害が甚大で、町長のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、知事に応援を求め実施するものとする。
- (3) 町は、当該町を所管する保健所の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施するものとする。

2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は、防疫班等を編成するものとする。

- (1) 伝染病予防委員の選任
町長は、知事の指示に従って伝染病予防委員を選任し、防疫活動に従事させるものとする。
- (2) 防疫班の編成
 - ① 町長は、防疫実施のため防疫班を編成するものとし、保健医療部等をもって編成する。
 - ② 防疫班の編成は、おおむね衛生技術者 1 名、事務職員 1 名、作業員 2～3 名をもって編成する。

3 感染症の予防

- (1) 町長は、知事の指示及び命令のあった場合は、範囲、期間を定めて次の事項を行うものとする。
 - ① 消毒方法の施行に関する指示（感染症法第 27 条第 2 項）
 - ② ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第 28 条第 2 項）
 - ③ 家用水の供給に関する指示（感染症法第 31 条第 2 項）
 - ④ 物件に係る措置に関する指示（感染症法第 29 条第 2 項）
 - ⑤ 公共の場所の清潔方法に関する指示
 - ⑥ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第 6 条及び第 9 条）
- (2) 臨時予防接種
町長は、被災地の感染症予防上必要なときは、知事の指示に基づき対象者の範囲及び期間を指定して予防接種を実施するものとする。
- (3) 消毒方法
町長は、感染症法第 27 条第 2 項に規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第 14 条及び平成 11 年 3 月 31 日、健医感発第 51 号「一類感染症、二類感染症、三類感染症の消毒・滅菌に関する手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。
- (4) ねずみ族、昆虫等の駆除
町長は、感染症法第 28 条第 2 項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第 15 条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。
- (5) 家用水の供給
町長は、感染症法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は 1 日 1 人当たり約 20 リットルとすることが望ましい。

(6) 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について、十分指導徹底するものとする。

4 患者等に対する措置

町長は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、速やかに感染症法に基づく調査その他の防疫措置を実施するものとする。

病 舎 名	住 所	電話番号	ベット数	備 考
北海道厚生連 倶知安厚生病院感染症病床	倶知安町北4条東1丁目2番地	0136-22-1141	2床	

5 避難所等の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

(1) 健康調査等

避難所等の管理者は、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導を実施する。

(2) 清潔方法、消毒方法等の実施

保健所等の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者の衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

(4) 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

6 家畜防疫

町長（産業部長）は、北海道農業共済組合みなみ統括センター道南支所長万部家畜診療所等と連携し、被災地の畜舎等の消毒及び必要であれば有害昆虫等の防除を家畜の所有者及び関係団体に対し指導するものとする。

第 1 5 節 廃棄物処理等計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 町長は、被災地における廃棄物等の処理を行うものとする。なお、当該町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- (2) 被災地における死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに町長が実施するものとする。

2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

(1) ごみ及びし尿の収集、運搬及び処分の基準

① 計画処理区域

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に定める計画処理区域を所轄する町長は、同法第 6 条の 2 第 2 項及び同施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 3 条に規定する基準に従い、所要の措置を講ずるものとする。

② 処理を要しない区域

計画処理区域以外の処理を要しない区域においても、町長は、前①に定めるところに準じ、生活環境及び公衆衛生上、他に影響の及ぶことのないよう十分に配慮し、地域の状況に応じた措置を講ずるものとする。

【ごみ処理施設】

施設名	住所	電話番号	処理能力
南部後志衛生施設組合	寿都町字政泊 57-1	0 1 3 6 - 6 3 - 3 1 6 6	18 t / 日

【し尿処理施設】

施設名	住所	電話番号	処理能力
南部後志環境衛生組合	黒松内町字黒松内 302-1	7 7 - 2 3 7 0	25 t / 日

(2) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。但し、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、当該地域を管轄する保健所長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

- ① 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。
- ② 移動できないものについては、保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。
- ③ 前①及び②において埋却する場合にあっては、1 m 以上覆土するものとする。

(3) 倒壊家屋の解体

町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 4 号）第 9 条に基づき適切な分別解体を行うものとする。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

また、石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、町内に所在する建築物の石綿使用状況について把握するとともに、災害時の石綿飛散防止体制の整備について検討するものとする。

第 1 6 節 家庭動物対策計画

災害時における被災地の家庭動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 北海道

- ① 総合振興局長は、市町村が行う被災地における家庭動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行なうものとする。
- ② 道は、速やかに市町村長からの逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員を派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずるものとする。

(2) 町

被災地における逸走犬等の管理を行なうものとする。

2 家庭動物の取扱い

- (1) 動物の飼い主は、動物愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）及び北海道動物愛護及び管理に関する条例（平成 1 3 年条例第 3 号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (2) 災害発生における家庭動物の避難は、条例第 6 条第 1 項第 4 号の規程に基づき、飼い主自らの責任により同行避難するものとする。
- (3) 災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を怠るとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
- (4) 家庭動物との同行避難について、予め町は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

第17節 文教対策計画

学校施設の災害により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 小・中学校における応急教育及び町立文教施設の応急復旧対策は、町長及び教育委員会が行う。救助法が適用された場合の教科書、文具等の給与は、知事の委任により町長が実施する。
- (2) 各学校の災害発生に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画をたてて行うものとする。
- (3) 災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

2 応急教育対策

(1) 休校措置

- ① 災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。また、児童生徒の下校については、帰宅途中の注意事項を十分徹底させるとともに、低学年にあっては、教師が地区別に付き添うなどの措置をとるものとする。
- ② 周知の方法
登校前に休校措置を決定したときは、直ちにその旨を電話等、その他確実な方法で各児童生徒に徹底させる。

(2) 学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、災害の規模、被害の程度によって、おおむね次の方法によるものとする。

- ① 応急復旧
被害の程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理し、施設の確保に努めるものとする。
- ② 校舎の一部が使用不能となった場合
利用可能な教室、屋内体育館等を使用し、授業の確保に努める。
- ③ 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合
公共施設及び最寄りの学校の校舎等を利用のほか、他の建物を借上げることにより、授業の確保に努める。
- ④ 仮校舎の建設
上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築を検討するものとする。

(3) 教員の確保

教育委員会は、当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、道教育委員会と連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来たさないようにする。

(4) 教育の要領

- ① 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に、授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等についても指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- ② 特別教育計画による授業に実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
 - イ 教育活動の場所が寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
 - ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全についても遺漏のないよう指導する。（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。）
 - エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障にならないよう留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

③ 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

3 教科書及び学用品の調達並びに支給

(1) 支給対象者

住家が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水等の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書・学用品を滅失又はき損した者に対し支給する。

(2) 支給品目

- ① 教科書
- ② 文房具
- ③ 通学用品

(3) 調達方法

① 教科書の調達

被災学校別、学年別使用教科書別にその数量を速やかに調査し、道教育委員会に報告するとともに、教科書供給書店等に連絡して供給を受けるものとする。また、町内の他の学校及び他の市町村に対し、使用済み教科書の給与を依頼する。

② 学用品の調達

道教育委員会の指示により調達する。

(4) 支給方法

教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。

(5) 救助法が適用されない場合

被災の状況により、救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

4 学校給食等の措置

(1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

(2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急送達を行うものとし、その他の物資については、応急調達に努めるものとする。

(3) 衛生管理には、特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

5 衛生管理対策

学校が罹災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意して衛生管理するものとする。

(1) 校舎内、特に水飲場、洗面所等は常に清潔にし、消毒に万全を期すること。

(2) 校舎の一部に罹災者を収容して授業を継続する場合は、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。

(3) 収容施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うこと。

(4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

6 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び町文化財保護条例等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は、常に当該指定物件の保全、保護にあたり、災害が発生したときは、所轄する教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第18節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する住宅対策は、本計画に定めるところによる。

1 実施責任者

避難所の増設、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、災害公営住宅の建設については、本部長（担当：道路河川部）が行う。

町が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

2 実施の方法

(1) 避難所

災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとし、その開設にあたっては、「本章第4節 避難対策計画」の定めるところによる。

(2) 公営住宅等の斡旋

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

(3) 応急仮設住宅（建設型応急住宅）

町長は、必要に応じ災害のため住宅が滅失した罹災者の一時的な居住の安定を図るため、事前に知事からの委任を受けて応急仮設住宅（建設型応急住宅）を建設する。

① 入居対象者

次の条件に該当しなければならない。

ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること

イ 居住する住宅がない者であること

ウ 自らの資力では住宅を確保できない経済的弱者で、次に該当する者であること

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資金のない失業者、寡婦、母子世帯、老人、病弱者、身体障害者、勤労者、小企業者等

② 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。

③ 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設

原則として応急仮設住宅（建設型応急住宅）の設置は、知事が行う。

④ 建設戸数（借上げを含む。）

町長からの要請に基づき、道が設置戸数を決定する。

⑤ 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の標準規模は、一戸（室）につき29.7㎡を基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による5連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅使用基準」のとおりとする。但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

⑥ 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(4) 住宅の応急修理

町長は、必要に応じ災害のため住宅が半焼又は半壊した罹災者の一時的な居住の安定を図るため、住宅の応急修理を行うものとする。

- ① 応急修理を受ける者
 - ア 住宅が半壊又は半焼、当面日常生活が営むことができない者であること。
 - イ 自らの資力で応急修理ができない者であること
- ② 応急修理実施の方法
応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う
- ③ 修理の範囲と費用
 - ア 応急修理は、居室、炊事場及び洗面所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
 - イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

(5) 災害公営住宅の整備

- ① 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に低所得者罹災世帯のため国庫から補助（割当）を受けて整備し入居させるものとする。
 - ア 地震、暴風雨、洪水その他異常な自然現象による災害の場合
 - (ア) 被災地域の滅失戸数が500戸以上のとき
 - (イ) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
 - (ウ) 滅失戸数が町内住宅戸数の1割以上のとき
 - イ 火災による場合
 - (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
 - (イ) 滅失戸数が町内住宅戸数の1割以上のとき
- ② 整備及び管理者
災害公営住宅は町が整備し、管理する者等する。但し、知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行なうものとする。
- ③ 整備管理等の基準
災害公営住宅の整備及びその管理は概ね次の基準によるものとする。
 - ア 入居の条件
 - (ア) 当該災害発生の日から3か年間は、当該災害により住宅を滅失した世帯であること
 - (イ) 当該災害発生後3か年間は、月収268,000円以下で事業主体が条例で定める金額を超えない世帯であること
 - (ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族がある世帯であること
 - (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること
 - イ 構造
再度の被災を防止する構造とする。
 - ウ 整備年度
原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度
 - エ 国庫補助
 - (ア) 建設、買取りを行う場合、標準建設、買取費等の2/3。但し、激甚災害の場合は3/4。
 - (イ) 借上げを行う場合、共同施設等整備費の2/5。

3 資材の斡旋、調達

町長は、建設資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

4 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第19節 被災住宅安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るものとする。

1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置するものとする。

2 危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示するものとする。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する
要 注 意 宅 地	黄のステッカーを表示する
調 査 済 宅 地	青のステッカーを表示する

4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は、次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の策定
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

道及び町は、被害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努めるものとする。

- (1) 道と町は、相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- (2) 道は、国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- (3) 道は、市町村及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等にかかわる事務を行う。
- (4) 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行うものとする。